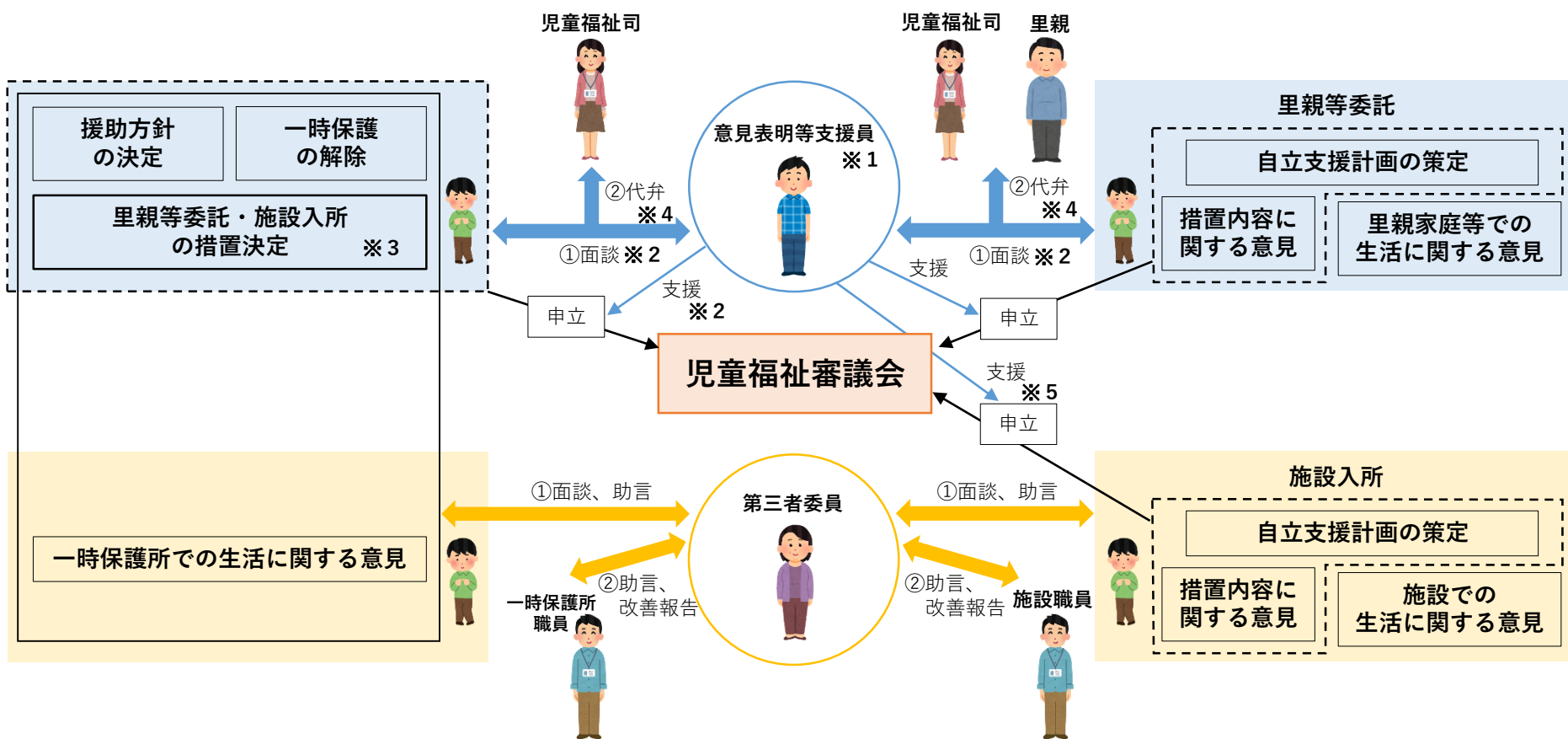


一時保護

措置



- ※1：意見表明等支援員は、社会的養護に関する知識を有するソーシャルワーカー等の福祉専門職に委託することを基本とする
- ※2：意見表明等支援員は、原則として、子供の希望に応じて一時保護所、里親家庭、施設を訪問し、面談等を行う
- ※3：里親等委託・施設入所の措置決定にあたっての意見表明等支援員の面談は、小学校高学年以上は原則として一律に実施することとし、効果検証に子供の意見を反映していく
- ※4：意見表明等支援員が代弁する意見は子供本人の意見として取り扱い、児童相談所の記録等に記載する
- ※5：意見表明等支援員は、一時保護や里親等委託の子供の面談及び児童福祉審議会への申立の支援を行うほか、施設入所の子供が児童福祉審議会への申立を行う場合の支援も行う